

付属資料 3 地方公共団体の独自支援制度等

被災した地方公共団体では、被災者に寄り添った支援を行うために、被災者の抱える課題や被災状況等に応じ、独自で被災者支援制度を創設する等の工夫がなされている。本資料では、今後、各地方公共団体が被災者支援方策を検討する際の参考となるよう、その取組の一例を紹介する。

幅広い検討の参考となるよう、制度の新規創設のみならず、既存制度を災害時用に拡張したもの等も紹介する。また、財源は、地方公共団体の自主財源のほか、「国や都道府県の補助金・交付金等」、「民間財源」、「寄付金」等が充当されているのも対象に含めている。

なお、掲載内容等は、当時のものであり、終了しているものも含むため、今後、新たな支援方策を検討する際は、各財源等の最新の情報を参考にすること。また、本資料で紹介しているものは取組の一部に限られるため、下記の地方公共団体では、本資料に掲載しているもの以外にも、各種の支援が実施されている。

地方公共団体名	対象災害	ページ数
1. 盛岡市（岩手県）	平成 23 年東日本大震災	p.244
2. 仙台市（宮城県）	平成 23 年東日本大震災	p.248
3. 岩泉町（岩手県）	平成 28 年台風第 10 号	p.274
4. 鳥取県	平成 28 年鳥取県中部地震 平成 29 年台風第 18 号等	p.276
5. 高槻市（大阪府）	平成 30 年大阪府北部地震 平成 30 年台風第 21 号	p.278
6. 倉敷市（岡山県）	平成 30 年 7 月豪雨	p.279
7. 坂町（広島県）	平成 30 年 7 月豪雨	p.282
8. 大洲市（愛媛県）	平成 30 年 7 月豪雨	p.283
9. 厚真町（北海道）	平成 30 年北海道胆振東部地震	p.284
10. 長野市（長野県）	令和元年東日本台風	p.287
11. 大町町（佐賀県）	令和 3 年 8 月の大雨	p.297

※その他、被災者生活再建支援法関連の都道府県独自支援制度（R4.12.1 時点（内閣府防災担当））

https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/dokujishien_3.pdf



1. 盛岡市（岩手県）

対象災害：平成 23 年東日本大震災

制度名①：市立高校入学考査料及び入学料の免除

■ 制度創設の背景

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として、県立学校での取組に合わせ実施したものの。

■ 制度の内容

- ・東日本大震災で甚大な被害を受け、盛岡市立高等学校に入学、転入学した生徒に対し、入学考査料及び入学料の免除及び還付を行うもの。

■ 制度の効果

- ・被災世帯の経済的負担の軽減による教育支援に寄与した。

■ 財源

—

制度名②：市立幼稚園入園料及び保育料の免除

■ 制度創設の背景

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したものの。

■ 制度の内容

- ・東日本大震災で甚大な被害を受け、市立幼稚園に入園した園児の保護者に対し、入園料及び保育料の免除を行うもの。

■ 制度の効果

- ・被災世帯の経済的負担の軽減による教育支援に寄与した。

■ 財源

—

制度名③：被災者生活再建支援事業

■ **制度創設の背景**

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■ **制度の内容**

- ・盛岡市内に避難または移住した被災者を対象に、面接相談及び電話相談等を行い、避難者等の課題の解決に向け、各種支援に関する情報の提供及び関係機関への紹介等により、避難者等の生活再建を支援した（「もりおか復興支援センター」において実施）。

■ **制度の実施状況・効果**

- ・平成 23 年 7 月 11 日のもりおか復興支援センター開所以来、平成 24 年 3 月 31 日までに、センターの利用者数は 15,707 人（うち、窓口相談 523 件、戸別訪問件数 1,366 件）となっており、被災者の不慣れな地での避難生活を支える上で、大きな貢献を果たした。

■ **財源**

緊急雇用創出事業交付金（厚生労働省）

制度名④：避難者等リフレッシュ事業

■ **制度創設の背景**

- ・被災地から避難してきた世帯の避難生活の不安を和らげるための施策が必要となっていた。

■ **制度の内容**

- ・盛岡市内に避難又は移住してきている被災者を対象に、語らいの場の創出、各種イベントへの招待などを行い、避難者等の元気の回復を図った。

■ **制度の実施状況・効果**

- ・毎月 1 回以上、映画上映会、美術館見学、コンサートに被災者を招待すると同時に語らいの場を設け、不慣れな地で避難生活を送る被災者の慰安と交流が図られた。

■ **財源**

緊急雇用創出事業交付金（厚生労働省）

制度名⑤：被災乳幼児家庭支援事業

■ **制度創設の背景**

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■ **制度の内容**

- ・盛岡市に避難した乳幼児家庭の支援に向けた歓迎フェスタの開催、子育てなんでも相談や母親へのリラックスタイムの場の提供のほか、ヒアリングやアンケート調査分析を行い、盛岡市における災害時の乳幼児支援対策のあり方を明らかにするとともに、災害時における対処等の啓発を実施した。

■ **制度の効果**

- ・盛岡市に避難している沿岸地域等の被災乳幼児家庭のニーズ等を把握し、効果的な支援を行った。
- ・また、今後の災害等に備え、災害時における乳幼児家庭の対処方法や被災乳幼児家庭への支援のあり方を明らかにすることができた。

■ **財源**

緊急雇用創出事業交付金（厚生労働省）

制度名⑥：市内避難者等健康相談事業

■ **制度創設の背景**

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■ **制度の内容**

- ・東日本大震災による避難所及び市内に居住する被災者の健康相談業務を行った。

■ **制度の効果**

- ・避難所閉鎖までの間、毎日同じ職員が健康相談に従事できたことにより、被災者との信頼関係を保つことができ、様々な相談に対応することができた。

■ **財源**

緊急雇用創出事業交付金（厚生労働省）

制度名⑦：市税の減免及び納税相談

■ 制度創設の背景

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■ 制度の内容

- ・東日本大震災で被災を受けた納税義務者が納付する市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）の減免及び免除を行うとともに、期限までに納付が困難な場合には納税相談を行った。

■ 制度の実施状況・効果

- ・減免等

市民税減免 45 件 1,872,200 円

資産税減免 14 件 87,800 円

軽自動車税免除 136 件 720,900 円

- ・納税相談

相談件数 14 件 徴収猶予金額 92,596,450 円

■ 財源

—

制度名⑧：国民健康保険税の減免及び一部負担金等の減免

■ 制度創設の背景

- ・被災地から避難してきた世帯に対する支援として実施したもの。

■ 制度の内容

- ・東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税を減免するほか、医療機関での窓口負担や入院時の食事療養費などを免除した。

■ 制度の実施状況・効果

- ・国民健康保険税を減免することにより、被保険者の財政負担を軽減するとともに、安心して制度を利用できるようにした（国保税減免額 21,177 千円）。
- ・東日本大震災において被災し、減免対象者要件に該当した被保険者の医療機関等で支払する一部負担金（窓口負担金）等について免除を行ったことにより、被災者に対する医療の確保が図られた（一部負担金等免除額 31,345 千円）。

■ 財源

—

2. 仙台市（宮城県）

対象災害：平成 23 年東日本大震災

制度名①：被災者生活再建相談事業（市委託事業）
（実施主体：復興事業局、公益社団法人仙台市シルバー人材センター）

■ 制度創設の背景

- 被災者の恒久的な住まいの確保に向け、生活再建支援員（シルバー人材センター登録会員）による応急仮設住宅入居世帯への個別訪問等を通じ、住まいの再建などに関する意向確認や相談に応じるとともに、生活再建支援に関する各種情報を提供。

■ 制度の内容

（1）被災者生活再建支援

- 平成 24 年 5 月から実施した「住まいの再建に関する個別訪問」に続き、住まいの再建方針の早期確立に向け、平成 24 年 10 月から市内全ての応急仮設住宅入居世帯を対象に、津波浸水区域（独自支援区域）に居住していた世帯を皮切りに、プレハブ、公営等、民賃と順次個別訪問を開始し、生活実態、住まいの再建方針、再建上の課題等の把握のほか、情報提供を実施。把握した情報等については、各区の被災者支援ワーキンググループで共有し、各世帯を課題の有無や種別により 4 つに分類した上で、課題のある世帯に対し、区役所や社会福祉協議会等と連携しながら、個々の状況に応じた支援を展開。

（2）災害公営住宅における孤立防止対策

- 平成 26 年度からは、災害公営住宅入居者の孤立防止を目的に、健康支援や定期的な見守り等が必要な世帯等を把握するため、入居世帯に対する個別訪問を実施。訪問結果等は、復興公営住宅入居者ワーキンググループで共有し、引き続き健康支援や見守り等が必要な世帯に対して、区保健福祉センターや社会福祉協議会が訪問を実施。
- また、入居後の個別訪問により支援不要と見なされた世帯のうち高齢者のみの世帯等、健康面の悪化や孤立が懸念される世帯を対象にフォローアップ訪問を平成 28 年 11 月から実施。

※平成 30 年度で事業終了

<対象範囲>

- 全応急仮設住宅入居世帯 12,009 世帯（H24.3.31 時点）
 - 青葉区（H25. 5 月開始）、宮城野区（H25. 1 月開始）
 - 若林区（H24.10 月開始）、太白区（H25. 2 月開始）
 - 泉区（H25. 5 月開始）
- 全災害公営住宅入居世帯 3,050 世帯（H29.4.1 時点）

- フォローアップ訪問対象世帯 1,454 世帯（H29.4.1 時点）
 - ・ 当初の訪問で支援不要と見なされた世帯のうち、高齢者のみの世帯、単身世帯、中学生以下の子がいるひとり親世帯、高齢者と障害者のみの世帯。
 - ・ 当初の訪問で健康支援又は定期訪問とされた世帯のうち、関係機関による支援が終了しているか、最近接触できていない世帯。

■ 制度の実施状況・効果

<訪問世帯数>

- 応急仮設住宅：延べ 27,896 世帯
- 災害公営住宅：延べ 3,477 世帯
- フォローアップ：延べ 2,500 世帯
- 個別支援：延べ 2,094 世帯

※ H24～H30 に訪問した世帯数の延べ件数。

※ 1 世帯と計上されている中には、不在等により複数回訪問している場合もあり、延べ訪問件数は約 6 万件。

- ・ 全戸訪問を実施したことにより、情報の把握がしづらい市内各所の民間賃貸住宅に点在する被災者の情報収集や書面調査では見えてこなかった個々の課題や健康状態など把握が行えたことにより、円滑な生活再建支援につながった。
- ・ また、災害公営住宅への入居後も訪問を継続したことは、お互いを知らない世帯が一時期に集中して入居する災害公営住宅において、生活が落ち着き、地域での見守り等を行う自治組織が形成されるまでの入居者の孤立を防止する効果があった。

■ 財源

H24～27：宮城県地域支え合い体制づくり助成事業補助金

H28～30：被災者支援総合交付金（復興庁）

制度名②：被災者の健康支援

(実施主体：区保健福祉センター（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士）、公益社団法人宮城県看護協会）

■ 制度創設の背景

- ・ 応急仮設住宅入居者及び浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者に対し、心のケアを含む健康面の個別支援に加え、地域の見守り活動やコミュニティ支援を行っている関係者や団体等と連携した孤立防止に向けた支援を実施。

■ 制度の内容

(1) 被災者の健康状態の把握

- ・ 宮城県民間賃貸借上住宅等入居者健康調査（H30 年度終了）、災害公営住宅入居者健康調査等から、身体と心の健康面での支援対象者を把握し、保健師、看護師の訪問等による健康支援につなげる。
- ・ なお災害公営住宅入居者健康調査は宮城県の実施が R2 年度で終了、R3 年度以降は仙台市が同様の調査を実施している。

<対象範囲>

- 全応急仮設住宅入居者
- 災害公営住宅入居者、防災集団移転先で生活再建を果たした被災者、浸水地域で生活する被災者

(2) 要支援者への個別支援

① 区保健福祉センター等の専門職による個別支援

- ・ 仮設住宅、復興公営住宅等の入居者や防災集団移転地区、浸水地域等の住民のうち、心身の健康不安がある者、単身高齢者など必要な方に、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員などが家庭訪問や電話等による個別支援を実施している。

② まちの保健室の実施（令和元年度～）

- ・ 公益社団法人宮城県看護協会に委託し、宮城野区、若林区の復興公営住宅近くの商業施設を利用し、被災者の生活に身近な場で気軽に相談できる健康相談会を開催している。

<対象範囲>

- 全応急仮設住宅入居者
- 災害公営住宅入居者
- 浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者

(3) 被災者同士や地域との交流の機会をつくる支援

- ・ 災害公営住宅集会所や市民センター等で健康相談会や健康講座、運動教室などの健康づくりの場を設けるとともに、社会福祉協議会の地域支えあいセンター等と連携し、被災者同士の交流等を通して孤立を防止し、また地域とつながるような

働きかけを実施。

<対象範囲>

- 全応急仮設住宅入居者
- 災害公営住宅入居者
- 浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者

(4) 健康づくりや心のケアの情報発信と啓発

・健康情報の提供や相談窓口の周知啓発資料を同封。

<対象範囲>

- 全応急仮設住宅入居者
- 災害公営住宅入居者
- 浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者

■制度の実施状況・効果

(1) 被災者の健康状態の把握・(2) 要支援者への個別支援

- 被災者健康調査
 - ・借上げ民間賃貸住宅 (H24～H30)

有効回答数：31,855 要確認者：4,657 継続支援数：2,555
 - ・災害公営住宅 (H27～R3)

有効回答数：18,955 要確認者：4,916 継続支援数：1,373
 - ・防災集団移転地区 (H29～R3)

有効回答数：2,479 要確認者：180 継続支援数：71
- 訪問、面接、電話等による健康支援 (延支援数) (H23～R3)
 - ・応急仮設住宅
 - プレハブ住宅 26,558 件
 - 公務員等住宅 6,225 件
 - 借上げ民間賃貸住宅 49,842 件
 - ・復興公営住宅 27,048 件
 - ・地域在住者 22,079 件
- 継続支援世帯数 (年度末の件数)
 - ・継続支援世帯は減少しているが、令和3年度では支援対象者の約9割は心理面を理由としており、支援が長期化している。また問題も複雑化しているため、

様々な関係機関が連携し丁寧に対応していく必要がある。

●まちの保健室による健康相談の実施

宮城野区 1 施設、若林区 2 施設

開催回数 38 回 延べ利用者数 : 583 人

※買い物ついでに相談することができ、気軽に利用できる場として利用された。

(3) 被災者同士や地域との交流の機会をつくる支援

●健康講座、運動教室など地域の集いの場の支援

・開催回数 3,808 回 参加者延べ人数 : 50,585 人

・震災から 11 年が経過し被災者の高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の縮小により、地域の集いの場が衰退している問題がある。再開、定着の支援が引き続き必要と考えている。

(4) 健康づくりや心のケアの情報発信と啓発

・合計 : 67,835 枚

・健康づくりや健康相談窓口等の情報を掲載したリーフレットを定期的に配布。コロナ禍で集合による健康講座が開催できなかった時期は、この手法による啓発を中心に行ってきた。

■財源

～H26 : 宮城県緊急雇用創出事業補助金

H27～ : 被災者支援総合交付金 (復興庁)

制度名③：被災者への情報提供事業（実施主体：復興事業局）

■ **制度創設の背景**

- ・ 応急仮設住宅等の入居者や震災にともなう市外への転出者等に対し、様々な媒体や手法等により、生活支援に関する情報やコミュニティの維持につながる地域情報等を継続的に提供。

■ **制度の内容**

- ・ 復興定期便（H23.10～）：

生活支援情報やイベント情報を取りまとめた資料を毎月1回郵送等で提供。対象は、応急仮設住宅入居者や津波浸水区域に居住していた方等のうち、送付を希望する方（市外避難者も含む）。提供資料は、被災者支援制度のお知らせ、各種相談窓口の紹介、NPO等が実施する被災者支援事業のチラシ、被災者支援を目的としたイベント案内など。市内居住者と市外居住者で提供する資料を分類。

※平成30年度で事業終了

<対象範囲>

全応急仮設住宅入居者及び関係機関等

■ **制度の実施状況・効果**

復興定期便（H23.10～） ※第69号まで発行

- ・ 累計発行部数

市内：416,267部、プレハブ：62,381部、市外：44,449部

その他(民生委員・児童委員、関係機関等)：100,662部

- ・ 災害の発災後、市HP等の閲覧が難しい者や市外へ避難した者などの、本市の支援情報の入手が難しい方々への情報提供ツールとして大きな役割を果たした。H26年度以降は、被災者間の同郷サロン会やサークル活動等の情報も掲載するなど、提供情報の拡充も行った。

■ **財源**

H23～27：宮城県地域支え合い体制づくり助成事業補助金

H28～30：被災者支援総合交付金（復興庁）

制度名④：ひとり暮らし高齢者等生活支援システム（市委託事業）（実施主体：復興事業局）

■ 制度創設の背景

- ・ 応急仮設住宅入居者を対象に、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や、18 歳以上のひとり暮らしの重度身体障害者等に対し、緊急時の対応機能を備えた機器を貸し出し、見守りや孤独感の解消を目的としたサービスを無償で提供。平成 25 年 5 月から、高齢者が利用する機会の多いプレハブ仮設集会所等にも、防犯や緊急時の対応のための通報機器を設置。
- ・ 平成 26 年度からは、災害公営住宅入居者の孤立防止や新たな生活の場での不安感軽減ため、利用対象を災害公営住宅入居者にも拡大。

■ 制度の内容

①緊急通報サービス

- ・ 自宅からの非常通報のほか、外出時（宮城県・岩手県・福島県）の通報にも対応し、警備員が駆けつけて支援を実施。また、火災や煙、ガス漏れを感知し、自動的に通報。

②見守り（安否確認）サービス

- ・ 在宅時にトイレのドアの開閉が 12 時間以上ない場合、自動的に通報。

③日常会話サービス

- ・ コールセンターを設置し、24 時間の会話サービスを提供。

※平成 29 年度より日中のみ

※令和 2 年度で事業終了

<対象範囲>

全応急仮設住宅入居者及び災害公営住宅入居者のうち

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方（日中にひとり暮らし状態となる方を含む）
- ・ 重度の要介護者と同居しているなど、緊急時に対応できる方がおらず、実質的にひとり暮らしと同じ状況とみなされる 65 歳以上の方
- ・ 身体障害者手帳の障害の程度が 1 級又は 2 級の方で、18 歳以上のひとり暮らしの方

■ 制度の実施状況・効果

- ・ 利用世帯数(最大)：438 世帯（平成 25 年 4 月 1 日時点）

①・②通報件数：6,536 件、2,145 件 緊急搬送 398 件

※通報件数にはシステム端末の操作ミスや長期外出時の設定漏れなどによる誤報含む。

③ : 16,342 件

- ・いつでも会話ができる窓口があったことにより、ひとり暮らしの高齢者等の精神的な支えとなった。
- ・また、システムからの通報により救急搬送された事例や、中には一命を取り留めた事例もあり、ひとり暮らしの方の孤立死を防ぐ観点からも役に立った。

※令和 2 年度の事業終了時、希望者については、平時の高齢者福祉施策として実施している「仙台市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム」(有償) への移行を行った。

■財源

H24～27 : 宮城県地域支え合い体制づくり助成事業補助金

H28～R2 : 被災者支援総合交付金 (復興庁)

制度名⑤：被災者交流支援事業（実施主体：区役所）

■ **制度創設の背景**

- ・災害公営住宅等に入居する被災者のコミュニティ形成を、区役所が直接又は団体助成により支援する。

■ **制度の内容**

①被災者交流支援（企画事業）

- ・各区において、災害公営住宅入居者等と周辺住民の交流の機会づくりを進め、被災者の孤立防止などにつながるさまざまな事業を企画・実施。

②被災者交流活動助成（助成事業）

- ・町内会をはじめとした地域団体等が行う被災者交流活動に対し、公募により 1 事業あたり 10 万円を限度として補助。

※令和 3 年度で事業終了

<対象範囲>

- ・全災害公営住宅入居者及び災害公営住宅周辺町内会 等

■ **制度の実施状況・効果**

①被災者交流支援（企画事業）

区まちづくり推進課・家庭健康課において延べ 68 事業を実施。

②被災者交流活動助成（助成事業）

延べ 325 事業（※）に対し 29,310,532 円の助成を実施（※新型コロナウイルス感染症の影響による中止を含む）。

- ・住民が交流の場に参加することで、住民同士が体調を気に掛け合う等の自然な見守り合いがなされるようになり、コミュニティ醸成のきっかけとなった。また、継続的な活動を目指す団体もあり、地域コミュニティの形成につながる効果が得られた。

■ **財源**

H24～27：宮城県地域支え合い体制づくり助成事業補助金

H28～R3：被災者支援総合交付金（復興庁）

**制度名⑥：被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業
(実施主体：仙台市健康増進センター)**

■ **制度創設の背景**

- ・被災者のために介護予防教室を開催し、避難生活の健康維持を図るとともに、新たなコミュニティ形成を図る。

■ **制度の内容**

- ・被災した高齢者の生活不活発病等を防ぐために、健康増進センター職員が災害公営住宅等に出向き、介護予防のための運動教室を実施。

※令和 2 年度で事業終了

<対象範囲>

- ・災害公営住宅、被災地等に住んでいる被災高齢者及びその家族等

■ **制度の実施状況・効果**

- ・H24～R2 年度 回数：719 回（延べ参加者数：8,082 人）
- ・生活機能の改善を行うとともに新たな交流の場・新たなコミュニティの場として活用された。

■ **財源**

H24～H27：宮城県地域支え合い体制づくり助成事業補助金

H28～R2：被災者支援総合交付金（復興庁）

**制度名⑦：被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業
(実施主体：子供未来局)**

■ 制度創設の背景

- ・東日本大震災により被災した子どもやその家族等を支援するため、NPOやボランティア団体等が実施する被災者相談・援助活動に対し、事業に要する経費を補助。

■ 制度の内容

- ・市内において、一時預かりや被災児童等の心を癒すイベント・講習会等の開催、子どもの遊び場の提供、その他被災児童等への支援のために特に必要と認められる事業を実施するNPOやボランティア団体等に対し、それら支援活動に要する経費を補助。

<補助事業例>

- ・被災児童を対象としたお話会・演劇ワークショップ
- ・被災した母親を対象としたグループケア・サロン
- ・被災児童を対象とした遊び場提供事業
- ・被災者を対象とした常設の支援センター運営事業
- ・被災者を対象とした託児等事業
- ・小中学校等で実施する被災児童によるワークショップ

※平成 25 年度で事業終了

<対象範囲>

- ・東日本大震災により被災した子ども及びその家族等

■ 制度の実施状況・効果

【被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金】

- ・平成 23 年度：決算額 1,118 千円 交付団体 8 団体
- ・平成 24 年度：決算額 2,599 千円 交付団体 10 団体
- ・平成 25 年度：決算額 2,935 千円 交付団体 7 団体

■ 財源

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）（宮城県）

制度名⑧：震災に伴う子どもの心のケア（実施主体：教育委員会、子供未来局）

■ 制度創設の背景

- ・学校や幼児健康診査などあらゆる機会を捉えながら、東日本大震災により心に影響を受けた子どもたちやその保護者の心のケアを適時、適切に実施。

■ 制度の内容

(1) 震災に伴う児童生徒の心のケア

- ・東日本大震災の影響による児童生徒の心のケアを適切に行うため、被災校をはじめとした市立学校に対し、スクールカウンセラーの追加配置や心の健康調査を行うなど、学校における中長期的な取組みを実施。

<対象範囲>

- ・市立小学校、市立中学校、市立高等学校、市立特別支援学校及び市立中等教育学校に通学する児童生徒

(2) 幼児健康診査における子どもと保護者に対する心のケア

- ・幼児健康診査の機会を活用した、震災後の子どもと保護者に対する心と身体の状態と必要な相談・支援を実施。

<対象範囲>

- ・幼児健康診査を受診する子どもと保護者

(3) 「子どものこころの相談室」における心のケア

- ・子どもの心のケアを図るため、専門医による個別の診察と相談を実施。

<対象範囲>

- ・仙台市内に居住する 18 歳未満の子どもと保護者

■ 制度の実施状況・効果

(1) 震災に伴う児童生徒の心のケア

- ・全市立学校（小・中・高・中等教育学校・特別支援学校）188 校に、週 1 回ずつスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整えた。
- ・27 中学校区においては小中学校に同じカウンセラーを配置し、小中連携に生かすことができた。

(2) 幼児健康診査における子どもと保護者に対する心のケア

- ・1 歳 6 か月児健康診査・2 歳 6 か月児歯科健康診査・3 歳児健康診査において、事前に「こころとからだの相談問診票」を送付し、健康診査当日に保健師による問診及び相談を実施している。
- ・状況により、5 区役所で実施している「子どものこころの相談室」における相談につなげる。

(3) 「子どものこころの相談室」における心のケア

- ・市内 5 区役所において「子どものこころの相談室」を予約制で開催し、専門医

または心理士等の相談を実施している。

- ・子どもと保護者の心身の状況を把握のうえ、必要な診察・保健指導等を行い、相談支援の充実を図るため、震災から10年を経過したことを受け、改めて事業目的を整理し、令和3年3月に「仙台市子どものこころのケア事業実施要綱」を定めた。

■財源

(1) 震災に伴う児童生徒の心のケア

- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金（文部科学省）
- ・教育支援体制整備事業費補助金（文部科学省）

(2) 幼児健康診査における子どもと保護者に対する心のケア

(3) 「子どものこころの相談室」における心のケア

H23～25：子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）（宮城県）

H26：被災した子どもの健康・生活支援対策等総合支援事業費国庫補助金（厚生労働省）

H28～R2：被災者支援総合交付金（厚生労働省）

R3～：子ども・子育て支援事業交付金（利用者支援・母子保健型）（厚生労働省）

制度名⑨：子育て家庭への支援

(実施主体：仙台市子育てふれあいプラザ（のびすく）)

■ 制度創設の背景

- ・子育てを総合的に支援し、子育てが安心してできるまちを目指し、乳幼児の親子がのびのび過ごせるスペースでの交流や一時的な預かり（託児）を行うほか、親子が楽しめるイベントを開催。また、子育てに役立つ情報提供や相談にも対応。

■ 制度の内容（一例として青葉区の事業を紹介）

<内容> のびすく仙台（青葉区中央）

- ・全国からの被災者支援事業を実施
- ・母親の心のケア講座を開催
- ・福島からの避難者親子向けサロン・イベント・交流会を開催 等

※平成 27 年度で事業終了

<対象範囲>

東日本大震災による市外からの避難者等

※“のびすく”のほかに、市内で活動している子育て支援団体が震災により他の自治体から避難してきた親子を対象にサロンやイベント活動などの支援を実施。

《支援団体》

- ・ふくしまほっこりカフェ
- ・一般社団法人マザー・ウィング
- ・災害子ども支援ネットワークみやぎ
- ・NPO法人チャイルドラインみやぎ ほか

■ 制度の実施状況・効果

【のびすく仙台】

●全国からの被災者支援事業

実施回数：19 回／参加者数：のべ 1,069 名

●母親の心のケア講座

実施回数：8 回／参加者数：のべ 86 名

●福島からの避難者親子向けサロン

実施回数:13 回／参加者数：76 名

- ・被災者親子を対象としたサロンやイベントの開催により、被災者に寄り添った支援を実施した。

■ 財源

市一般財源 ※施設の指定管理料の中で事業を実施

制度名⑩：仙台市災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付事業（遡及分・直接補助分）（実施主体：都市整備局）

■ 制度創設の背景

- ・防災集団移転促進事業では、移転先における土地購入・住宅建築に対する利子相当額補助等の支援を受けることができるが、集団移転先の宅地以外の場所に単独で移転する方に対しては、このような支援がなく、課題となっていた。
- ・他都市の事例収集を行う中で、防災集団移転促進事業と併用し、がけ地近接等危険住宅移転事業により単独移転者への補助を行っていたことが分かり、津波被災地域でも活用できる制度であることが確認できたことから、単独移転者については、基本的のがけ地近接等危険住宅移転事業を活用して支援することとした。
- ・一方で、がけ地近接等危険住宅移転事業は、事前の補助申請が必要であるが、交付申請前に住宅ローンの契約等が終わっていた方も多かったことから、独自支援制度を創設し、遡及対応として支援することとした。

■ 制度の内容

- ・災害危険区域から単独で移転する方で、がけ地近接等危険住宅移転事業による支援制度を開始する前に住宅ローン契約等が終わっていた方に対し、事後申請により住居の移転に伴う費用（引越し費用等）、移転再建資金の借入利子相当額を助成する事業、並びに住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。

■ 制度の効果

- ・単独で移転した方の住宅再建の負担を軽減した。

■ 財源

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）【県より配分】

制度名⑪：仙台市津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業（実施主体：都市整備局）

■ **制度創設の背景**

- ・災害危険区域に指定した地域と同程度の被害を受けながら、集団移転の対象から外れた区域に居住していた被災者から、住宅の再建に対する支援の要望が多くあげられたことを踏まえ、本市独自の支援制度として創設し、支援することとした。

■ **制度の内容**

- ・災害危険区域以外の区域のうち、防災施設整備後も浸水が予測される区域（区域 A）における現地での住宅再建のために、震災時の所有者自らが 50cm 以上の盛土または住宅の基礎の嵩上げ等の宅地防災対策を実施する場合に、工事に要した費用の一部を補助する制度。

■ **制度の効果**

- ・区域 A で現地における宅地防災対策を実施した方の負担を軽減した。

■ **財源**

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）【県より配分】

制度名⑫：仙台市津波浸水予測区域からの住宅の移転再建に関する補助金交付事業（実施主体：都市整備局）

■ **制度創設の背景**

- ・災害危険区域に指定した地域と同程度の被害を受けながら、集団移転の対象から外れた区域に居住していた被災者から、住宅の再建に対する支援の要望が多くあげられたことを踏まえ、本市独自の支援制度として創設し、支援することとした。

■ **制度の内容**

- ・災害危険区域以外の区域のうち、防災施設整備後も浸水が予測される区域（区域 A）に居住していた方が、市内の市街化区域に移転して住宅を再建する場合に、住居の移転に伴う費用（引越し費用等）、移転再建資金の借入利子相当額を助成する事業、並びに住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。

■ **制度の効果**

- ・区域 A からより安全な地域に移転して再建した方の負担を軽減した。

■ **財源**

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）【県より配分】

制度名⑬：仙台市津波被災地域住宅再建の促進に関する補助金交付事業（実施主体：都市整備局）

■ 制度創設の背景

- ・津波被害を受けながら、集団移転の対象から外れた区域に居住していた被災者から、住宅の再建に対する支援の要望が多くあげられたことを踏まえ、本市独自の支援制度として創設し、支援することとした。

■ 制度の内容

- ・移転再建：津波被害を受けた地域のうち、災害危険区域及び区域 A を除く区域（区域 B）に居住しており、大規模半壊以上の被災住宅を移転再建する方等が、市内の市街化区域に移転して住宅を再建する場合に、住居の移転に伴う費用（引越し費用等）、移転再建資金の借入利子相当額を助成する事業、並びに住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。
- ・現地再建（建て替え）：被災時に区域 A または区域 B に居住しており、大規模半壊以上の被災住宅を現地で建て替える場合に、建て替え資金の借入利子相当額、住宅建設購入等経費の一部を補助する制度。
- ・現地再建（修繕）：被災時に区域 A または区域 B に居住しており、大規模半壊以上の被災住宅を現地で修繕する場合に、修繕資金の借入利子相当額、修繕経費の一部（100 万円を超える修繕経費にかかる部分に限る。）を補助する制度。

■ 制度の効果

- ・区域 A・区域 B に居住していた方の住宅再建の負担を軽減した。

■ 財源

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）【県より配分】

制度名⑭：仙台市津波被災者再建支援金交付事業（実施主体：都市整備局）

■制度創設の背景

- ・津波被災地域においては、住宅の流失に加え、家財・自動車などの動産も津波で被害を受けるなど、地震による住宅の損壊被害に比べて、より多層的な被害を受けているものの、被災者再建支援制度上、必ずしも被災程度に応じた支援になっていなかった。
- ・津波被災からの住宅再建にかかる経済的負担の軽減につながる支援として、津波被災者再建支援制度を創設した。

■制度の内容

- ・津波被災地域（災害危険区域、区域 A、区域 B）に居住し、かつ住宅またはその土地を所有していた方等で、かつ被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した方に対し、安全な住まいの再建を果たされた場合に 20 万円を支給する制度。

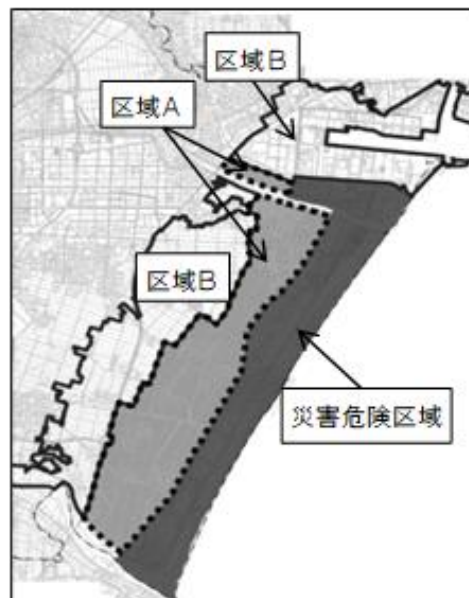
■制度の効果

- ・住宅再建後の家財購入などによる被災者の負担を軽減した。

■財源

東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）【県より配分】

- ・区域 A：津波防災施設を整備してもなお、津波の浸水が予測される区域で、災害危険区域を除く区域
- ・区域 B：東日本大震災で津波浸水被害を受けた区域で、災害危険区域及び区域 A を除く区域



<p>制度名^⑮：被災者伴走型生活支援事業（市委託事業） （実施主体：一般社団法人パーソナルサポートセンター）</p>
<p>■ 制度創設の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 絆支援員が、個別訪問や相談、コミュニティ活動支援などを行い、関係機関や地域団体と連携しながら「見守り」と「つなぎ」を基調とした支援を実施。 ・ 平成 27 年度より、仮設住宅からの転居が困難な方に対し伴走型による民間賃貸住宅入居支援を実施。 <p>■ 制度の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暮らしに関する相談を受けた場合、専門家（暮らし再生プランナー）からの助言のもと、世帯の状況に応じ、専門的な機関や支援プログラムを紹介。健康面や生活面に課題がある場合は区役所へ情報提供を行い、対応について相談。また、就労支援を希望する場合は同法人の就労支援事業を紹介。 ・ 平成 27 年度より「仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンター」を設置し、独力で仮設住宅からの転居が困難な方に対し、本人の意向を伺いながら物件探しや、引越し手続きのサポートを行うなど、転居のための相談・支援や転居後のアフターフォローを実施。 <p>※平成 29 年度で事業終了</p> <p><対象></p> <p>借上げ公営住宅等入居者</p> <p>※転居支援に関しては、全応急仮設住宅入居者等</p> <p>■ 制度の実施状況・効果</p> <p>【見守り】 訪問件数：108,010 件、面談件数：72,443 件</p> <p>【転居支援】 相談件数 291 件、支援件数：延べ 4,558 件、 転居決定件数：189 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の見守り時に受けた相談により、被災世帯の詳細な状況把握や、その相談内容を踏まえたつなぎを行うことで、各被災者が適切な支援策を活用することができた。 <p>■ 財源</p> <p>H23～27：宮城県緊急雇用創出事業補助金</p> <p>H28～29：被災者支援総合交付金（復興庁）</p>

制度名^⑩：個別訪問事業

(実施主体：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（地域支えあいセンター事業）

■ 制度創設の背景

- ・地域支えあいセンターの生活支援相談員が、みなし仮設住宅（借上げ民間賃貸住宅・借上げ公営住宅等）を個別訪問し、入居世帯の生活課題や福祉ニーズに関する支援情報の提供及び地域内での孤立を防ぐ定期的な安否確認を実施。

■ 制度の内容

- ・地域支えあいセンター事業を周知するとともに、地域での孤立を防止するため、見守りニーズを把握。健康面や生活面に課題がある場合は区保健福祉センター等へ情報提供を行い、対応について相談。また、就労支援を希望する場合は、パーソナルサポートセンター（P S C）等の就労支援事業を紹介。

<対象範囲>

- ・みなし仮設住宅入居者

※ただし、世帯状況等調査票が回収されたみなし仮設住宅入居世帯のうち、社会福祉協議会への情報提供に同意した世帯。

※支援対象世帯：460世帯（H29.4.1現在）

■ 制度の実施状況・効果

- ・延べ訪問回数 24,977回（H24.5～H30.3.31）
- ・個別訪問を通して、被災者世帯の生活状況やニーズを把握し、被災者が抱える問題の整理及び自立に資する情報提供を行った。また、相談から医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■ 財源

～H26：宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

H27～：被災者支援総合交付金（復興庁）

<p>制度名⑰：常設相談、巡回相談 (実施主体：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（地域支えあいセンター事業）)</p>
<p>■ 制度創設の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支えあいセンター《常設相談》や市民センター等《巡回相談》において、被災者の生活上の様々な相談に対応。 <p>■ 制度の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 5 月から地域支えあいセンターを設置し相談体制を確保したことにより、巡回相談を平成 26 年 3 月で終了。健康面や生活面に課題がある場合は区保健福祉センター等へ情報提供を行い、対応について相談。また、就労支援を希望する場合は P S C 等の就労支援事業を紹介。 <p><対象></p> <p>全応急仮設住宅入居者、全災害公営住宅入居者</p> <p>※地域住民の利用も可</p> <p>※みなし仮設住宅入居者のうち、社会福祉協議会への情報提供に同意した世帯に対しては、ダイレクトメールによる相談案内を通知。</p> <p>■ 制度の実施状況・効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談件数 2,784 件（令和 3 年度末現在） ・個別訪問と同様に、被災者世帯の生活状況やニーズを把握し、被災者が抱える問題の整理及び自立に資する情報提供を行った。また、相談から医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。 <p>■ 財源</p> <p>～H26：宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金</p> <p>H27～：被災者支援総合交付金（復興庁）</p>

制度名^⑱：地域交流事業

(実施主体：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（地域支えあいセンター事業))

■ 制度創設の背景

- ・被災者や地域住民の交流の場など、ともに支えあう地域づくりを支援するため交流イベントやサロン活動等を開催。

※地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりのための支援として「つなぐ・つながるプロジェクト」を実施（H28.11～）

■ 制度の内容

- ・同郷の被災者や地域住民が集う交流事業の開催や、区保健福祉センターや地域の支援団体と連携したサロン活動を実施するほか、自主的なサロン活動の支援を行う。
- ・災害公営住宅住民と地域住民の参加を得て、災害公営住宅建設地域におけるコミュニティ形成の支援を目的とした「みんなの作品展」を開催。
- ・平成 28 年 11 月から、災害公営住宅における支援団体の活動内容等を掲載した事例集（つなカタログ）の作成や、それを活用した交流会の開催をコーディネートするなど、町内会活動を自発的・継続的に行えるよう、人材育成やコミュニティを活性化させるための仕組みづくりを行う。

<対象>

- ・全応急仮設住宅入居者
 ※みなし仮設住宅のうち、社会福祉協議会への情報提供に同意した世帯に対してはダイレクトメールによるサロン案内を通知。
- ・全災害公営住宅入居者
- ・地域住民
- ・災害公営住宅の町内会（集団移転先地、津波浸水想定地域にも拡大）
 ※「みんなの作品展」「サロン立上げ応援プログラム」については実施を希望する災害公営住宅等が対象。

■ 制度の実施状況・効果

●地域交流事業（交流イベントやサロン）

- ・本会主催サロン開催数：1,286 回（H23.12.1～H29.3.31 開催分）
- ・平成 29 年度よりサロンの自主グループや住民主催のサロンが増えたことに伴い、支えあいセンターでサロンを主催せずに、住民主体のサロンの開催支援に比重を移した。
- 「みんなの作品展」「演奏会」「復興文化祭」を開催
- ・交流イベントやサロンへ参加することにより新たな交流のきっかけや孤立感の緩和となった。「みんなの作品展」「演奏会」「復興文化祭」は、自身の発表の場とな

り生きがいつくりに貢献できた。

●つなぐ・つながるプロジェクト

①復興公営住宅自治会役員等の情報交換会

開催数：32回（R3年度末現在）市域、区支部開催

②「つなカタログ」を作成し災害公営住宅自治会他へ配布

発行回数:5回（R3年度末現在）

■財源

～H26：宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

H27～：被災者支援総合交付金（復興庁）

制度名^①：情報コーナー

(実施主体：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（地域支えあいセンター事業）)

■ 制度創設の背景

- ・被災者支援情報やイベント・サロン情報等が身近な場所でいつでも入手できるよう、市民センター等に被災者のための情報提供コーナーを設置。

■ 制度の内容

- ・仙台市や関係機関、支援団体等が発行する被災者支援情報やイベント、地域で開催される催しなどの情報を収集又は依頼を受け、情報コーナーに設置するラックにチラシ等を配架。

<対象>

仙台市内の市民センター、その他市社会福祉協議会区事務所等

■ 制度の実施状況・効果

- ・市民センター54カ所に設置（その他、区支部社会福祉協議会事務所等12カ所に設置）。
- ・生活再建に必要な情報提供をはじめ、市外から転入している方にとって、出身地の広報紙が、貴重なふるさとの情報源となった。

■ 財源

～H26：宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

H27～：被災者支援総合交付金（復興庁）

制度名⑳：災害公営住宅定期訪問事業

(実施主体：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（地域支えあいセンター事業）)

■ 制度創設の背景

- ・地域支えあいセンターの生活支援相談員が災害公営住宅を個別訪問し、入居世帯の生活課題や福祉ニーズに関する支援情報の提供及び地域内での孤立を防ぐ定期的な安否確認。

※フォローアップ訪問（H28.10～）

地域支えあいセンターで一度自立と判断した世帯や復興公営住宅ワーキンググループで支援不要と判断された主に 80 歳以上の高齢者のみ世帯を訪問対象に加え、社会的孤立のリスクの視点で訪問。

■ 制度の内容

- ・世帯の自立に向けた生活支援を目的に、ニーズ及び健康面・生活面の状況把握を行う。また、情報提供等により課題解決や自立を支援する。支援活動を進めるにあたっては関係機関・団体と協力・連携し実施。

<対象>

- ・「復興公営住宅入居者ワーキンググループ」において、「見守りの必要性」があると判断された世帯

※主に高齢・病気・障害・その他の理由で孤立が心配される世帯

※定期訪問対象世帯： 721 世帯（H29.4.1 現在）

※フォローアップ訪問

- ・市の生活支援員の個別訪問後、最初のワーキンググループにて、「支援不要」となった世帯のうち、概ね 80 歳以上の高齢者のみ世帯
- ・過去に定期訪問歴があり、自立とみなし「支援不要」とした世帯のうち、概ね 80 歳以上の高齢者のみ世帯

■ 制度の実施状況・効果

- ・延べ訪問回数 8,171 回（R3 年度末現在）

※フォローアップ訪問も含む

- ・主に高齢に伴う健康不安や生活困窮等様々な理由で孤立が心配される世帯に継続的に訪問し、相談を受ける中でその世帯に必要な情報提供及び医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■ 財源

～H26：宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

H27～：被災者支援総合交付金（復興庁）

制度名②①：再建済み世帯定期訪問事業

(実施主体：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（地域支えあいセンター事業）)

■ **制度創設の背景**

- ・みなし仮設住宅の契約終了後もその住宅に住み続けることが決まっいて、かつ社会的に孤立するリスクのある世帯などへ訪問。

■ **制度の内容**

- ・個別訪問時の記録により引き続き見守りが必要と思われる世帯等について、定期的な訪問活動により見守りを続けつつ、早期に地域の見守り活動へつなげることを目指す。
- ・みなし仮設住宅を出て、災害公営住宅以外の新たな住まいに入居した世帯、または、みなし仮設住宅の契約が終了し、世帯があらためて賃貸契約を結んで同じ住居に住み続ける世帯。

※支援対象世帯： 6 世帯（H29.4.1 現在）

■ **制度の実施状況・効果**

- ・延べ訪問回数 369 回（R3 年度末現在）
- ・主に高齢に伴う健康不安や生活困窮等様々な理由で孤立が心配される世帯に継続的に訪問し、相談を受ける中でその世帯に必要な情報提供及び医療や福祉、就労などの専門機関につなぐことができた。

■ **財源**

～H26：宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金

H27～：被災者支援総合交付金（復興庁）

3. 岩泉町（岩手県）

対象災害：平成 28 年台風第 10 号

制度名①：住宅再建支援事業補助金

■ 制度創設の背景

- ・住宅再建にあたり、被災者生活再建支援法による加算支援金のみでは被災者の負担が大きく、再建が進まないことが見込まれたことから、被災者生活再建支援金（加算支援金）と同額を、町で補助。

■ 制度の内容

- ・全壊・大規模半壊世帯について、その再建方法に応じて補助。

新築・購入 200 万円

補修 100 万円

賃貸 50 万円

※単身世帯は上記金額の 3/4

■ 制度の実施状況・効果

- ・最終の補助件数は、332 件となり、住宅再建の負担軽減を図ったことで、早期の住宅再建に資することができた。
- ・また、補助金によって新築や補修などの、自立再建の割合が高まった。

■ 財源

町一般財源

制度名②：建設資金借入金利子補給補助金

■ 制度創設の背景

- ・住宅の新築等により再建する被災世帯が金融機関から借入した場合、その後の返済が生活の大きな負担となるため、返済額のうち利息相当分について町が補助し、生活の再建を支援するもの。

■ 制度の内容

- ・金融機関等からの借入利息に対し、最大 300 万円を上限として、一括補助。

■ 制度の実施状況・効果

- ・最終の補助件数は、34 件となり、住宅再建の負担軽減を図ったことで、早期の住宅再建と、その後の生活支援に資することができた。

■ 財源

町一般財源

制度名③：引越費用給付

■ 制度創設の背景

- ・被災者が応急仮設住宅等の一時避難先から再建先へ引っ越す際に、引越費用等の負担軽減を図るため、これを支援するもの。

■ 制度の内容

- ・1世帯あたり7万円

■ 制度の実施状況・効果

- ・最終の給付件数は、201件となり、再建後の引越費用の負担軽減が図られたとともに、再建先での生活にスムーズに移行することができた。

■ 財源

町一般財源

制度名④：岩泉よりそいみらいネット事業

■ 制度創設の背景

- ・緊急支援が収束しつつある中での被災者の生活再建において、今後は情報弱者や避難行動要支援世帯などに対する生活・相談支援が必要となることを想定し、多職種・多機関協働による「何でも相談窓口」を設置した。

■ 制度の内容

- ・対象：対象者は限定せず、町民全体

- ・相談会の頻度：月4回

※その他、役場担当課内にも相談支援包括化推進員を配置し、相談をいつでも受けられる体制を作った。

■ 制度の効果

- ・生活困窮の相談、仮設入居に伴う家族間のトラブル、河川改修に伴う遺産相続の相談など、専門性が求められる相談にも対応することが出来た。

■ 財源

- ・事業立ち上げ当初は民間団体のボランティアベースでの支援と共同募金を財源に実施。翌年度からは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（厚生労働省）を活用。

※現在は岩泉よりそいみらいネット相談会として実施しており、厚生労働省の重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）として継続中。

4. 鳥取県

対象災害：平成 28 年鳥取県中部地震

制度名①：鳥取県被災者住宅再建等支援制度

■ 制度創設の背景

- ・鳥取県では、平成 12 年 10 月に発生した鳥取県西部地震による甚大な被害からの早期復興を目的に、全国初の被災者住宅に対する助成制度「鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金」を創設した。
- ・上記の制度を契機とし、地震、風水害等の自然災害による住宅被害からの再建に資するため、平成 13 年 7 月 6 日に「鳥取県被災者住宅再建等支援条例」を制定し、県、市町村相互扶助による「鳥取県被災者住宅再建等支援制度」を創設した。
- ・平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震が初の制度適用となったが、一部損壊の住宅が 1 万 5 千棟にのぼったため、全壊、半壊に限っていた支援対象を臨時的に拡充し、一部損壊の住宅も支援対象とした。
- ・平成 29 年 12 月には条例を改正し、一部損壊に対する支援も恒久化している。

■ 制度の内容

- ・県・市町村が共同で基金を造成し、一定の基準を超える被害が発生した災害を対象として、全壊から国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない一部損壊までの住宅被害状況に応じて被災者に支援金を支給する。
- ・また、中山間地域での局所的な災害等で被災世帯が少ない場合でも支援できるよう制度の発動要件を緩和しているほか、国制度では適用が一部地域に留まるような自然災害の場合でも、県内全ての被災世帯に対象範囲を拡大し、広く県民の住宅再建を支援する。

【支援金額】

全壊：最大 300 万円 大規模半壊：最大 250 万円

中規模半壊：最大 100 万円 半壊：最大 100 万円

一部損壊：最大 30 万円

■ 制度の実施状況・効果

- ・平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震では、総申請数約 1 万 3 千件のうち、1 万件が一部損壊であり、これらを支援対象としたことにより、地域の早期復興への後押しとなった。

■ 財源

県：1/10 被災市町村：1/10 基金（※）：8/10

（※）基金への出資割合は県：5/10 全市町村 5/10

対象災害：平成 29 年台風第 18 号等

制度名：小災害被災者に対する見舞金

■ 制度創設の背景

- ・災害救助法が適用されない災害の被災者の保護を図るため。

■ 制度の内容

- ・対象災害：市町村または 2 以上の市町村により形成されている集落を単位として、同一原因による災害により住家の被害を受けた世帯が 10 世帯または住家に被害を受けた者が 40 人以上に達した災害
- ・見舞金額：
 - 全壊、全焼又は流出により住家が滅失した場合：5 万円
 - 半壊又は半焼により住家が著しく損傷した場合：2 万円

■ 制度の実施状況・効果

- ・平成 29 年台風第 18 号では、21 世帯に見舞金を支給し、復興の一助として効果があった。

■ 財源

県一般財源

5. 高槻市（大阪府）

対象災害：平成 30 年大阪府北部地震及び台風第 21 号

制度名①：高槻市一部損壊等住宅修理支援金

■ 制度創設の背景

- ・地震災害で被災者生活再建支援法の適用を受けたが、一部損壊に対しての支援がなかったことから、市独自制度として創設。

■ 制度の内容

- ・生活基盤となる住宅等に「一部損壊」以上の被害を受けた市民に対し、修繕に要した費用の一部を支援。※平成 30 年台風第 21 号も対象

<支援額>

- ・災害による住宅等の修繕に要した経費(消費税及び地方消費税を含む)の総額が、
50 万円以上の場合、5 万円
30 万円以上 50 万円未満の場合、3 万円 を支援する。

<支援対象>

- ・災害により「一部損壊」以上の判定を受けた、以下のもの
 - ①住宅（市内に存する建物、借家・共同住宅の場合は所有者が市内に居住すること）
 - ②従事者 5 人以下の店舗等（事務所等の所在が市内であること）

※個人の場合は、申請する災害の発生時に本市に住民登録していること。

■ 制度の実施状況

最終申請件数 8,398 件

■ 財源

市一般財源

**大阪府北部地震 及び 台風第 21 号 での
「一部損壊」以上の修繕工事に支援金を交付します**

高槻市では平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震及び同年 9 月 4 日の台風第 21 号により生活の基盤となる住宅等に「一部損壊」以上の被害（以下「災害」という。）を受けた市民の皆様に対して、修繕に要した費用の一部を支援します。

支援額

災害による住宅等の修繕に要した経費(消費税及び地方消費税を含む)の総額が、
50 万円以上の場合、 **5 万円**
30 万円以上 50 万円未満の場合、 **3 万円** を支援します。

支援対象

災害により「一部損壊」以上の判定を受けた、

- ① 住宅（市内に存する建物、借家・共同住宅の場合は所有者が市内に居住すること）
- ② 従事者 5 人以下の店舗等（事務所等の所在が市内であること）

※個人の場合は、申請する災害の発生時に本市に住民登録していること

対象となる工事

被害を受けた部分を直す修繕工事（建替え・取り壊しは対象外）で、平成 31 年 3 月 31 日までに完了したもの。 ※異体例については裏面の Q & A をご覧ください

申請方法

工事完了後、下記必要書類を郵送で 〒569-8501（住所不詳）危機管理課 一部損壊等住宅支援窓口 へ ※対象の真に住所、氏名を記載してください。※窓口での申請も可能です

必要書類

- ① 交付申請書
- ② 写真証明書の写し
- ③ 工事着手前、完了後における修繕箇所の写真
- ④ 領収書の原本 ※確認後に返却します
- ⑤ 領収書の内訳が分かるものの原本
（請求書、見積書など）※確認後に返却します
- ⑥ 通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座番号、
口座名義等の分かる箇所） など

※④領収書の原本、⑤領収書の内訳が分かるものの原本以外の書類についてはご返却出来ませんのでご注意ください。

裏面 Q & A も併せてご覧ください

お問い合わせ

月～金 8:45～17:15
高槻市 総務部 危機管理課
一部損壊等住宅支援窓口
市役所本館 7 階
TEL 072-674-7320
FAX 072-674-7302

6. 倉敷市（岡山県）

対象災害：平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）

制度名①：住まいの伴走型支援事業

■ 制度創設の背景

- ・ 応急仮設住宅の入居期限（当初は 2 年間）が迫るなかで、「職人や材料不足でリフォームが間に合わない」、「退去後に行く場所がない」、「希望通りの物件が見つからない」などの被災者の不安の声が複数あった。

■ 制度の内容

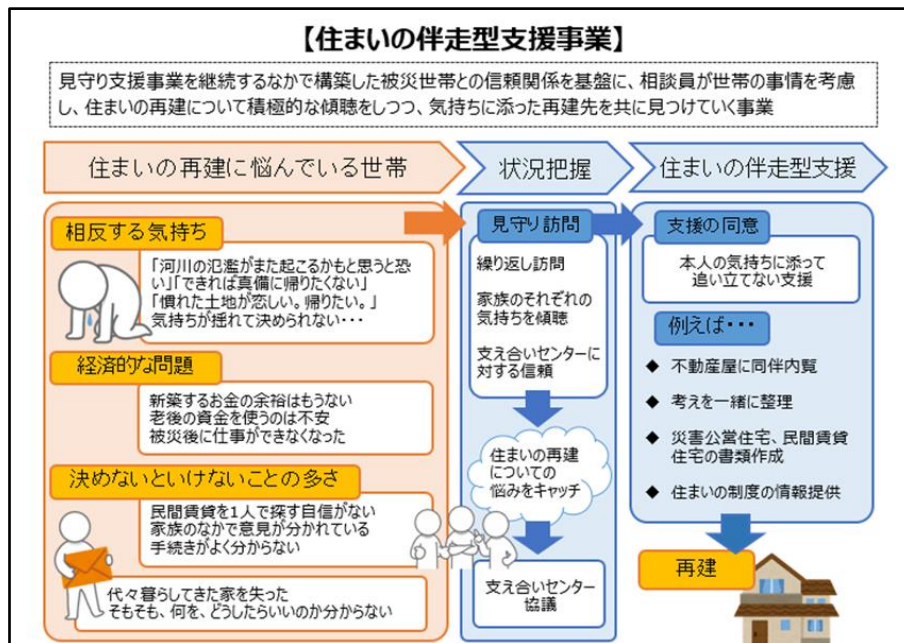
- ・ 見守り支援事業を継続するなかで構築した被災世帯との信頼関係を基盤に、相談員が応急仮設住宅入居者の世帯の事情を考慮し、住まいの再建について積極的な傾聴をしつつ、気持ちに添った再建先を共に見つけていく事業を実施（社会福祉法人めやす箱、社会福祉法人リンクに委託）。

■ 制度の実施状況・効果

- ・ 約 90 世帯の応急仮設住宅入居者に実施し、自力での住まいの再建が困難な被災者の再建を後押しすることができた。

■ 財源

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（厚生労働省）



制度名②：り災住家長期居住者等アドバイス事業

■ 制度創設の背景

- ・被災世帯の中には、り災住家をセルフビルドしながら住んでいる世帯があり、「この部分が気になる」、「この材料を使ってもいいのだろうか」等の悩みを抱えながら、修理が不十分なままのケースがあった。

■ 制度の内容

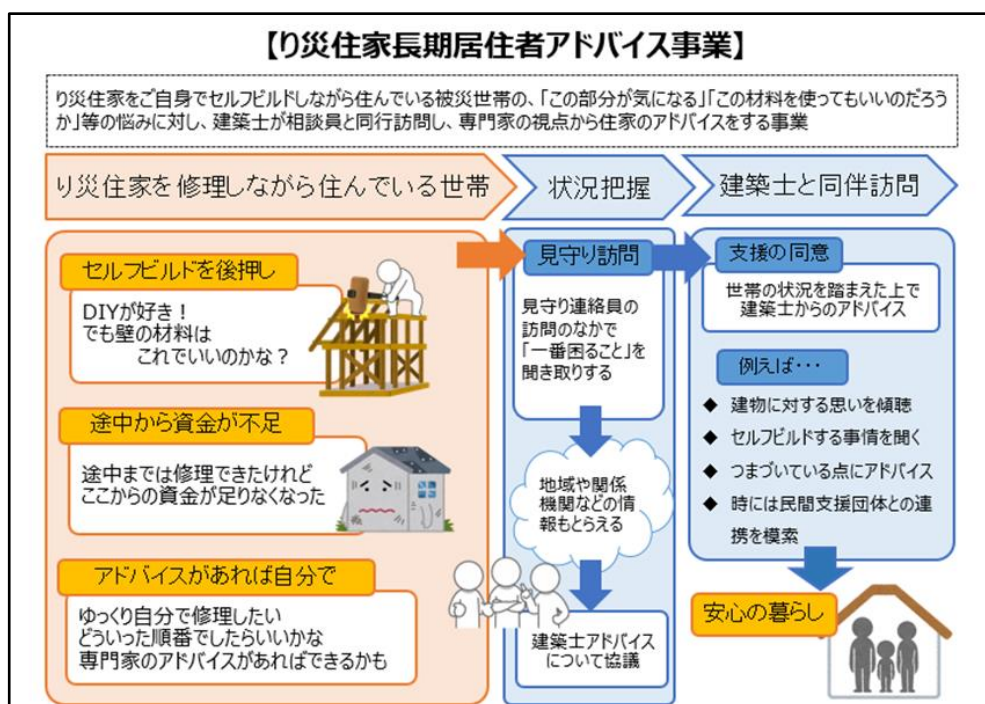
- ・り災住家に建築士が相談員と同行訪問し、専門家の視点から、住家のアドバイスを事業を実施した（岡山県建築士会倉敷支部に委託）。

■ 制度の実施状況・効果

- ・約 30 世帯に実施。現場へ同行訪問し、世帯の生活状況や健康面と併せて、住家の状態を確認できたことで、セルフビルドの進捗確認やアドバイスだけでなく、家主の住家への思いにも寄り添った声掛けができ、セルフビルドをする上でのモチベーションにつながった。

■ 財源

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（厚生労働省）



制度名③：介護支援専門員による見守り再訪問事業

■ 制度創設の背景

- ・住まいの再建をした後に、「新しい土地になじめない」、「夫が真備に帰りたいと言いつつ張りケンカが絶えない」といった悩みや相談を、特に高齢世帯から多く受けた。また、孤立防止の観点からも気になるケースがあった。

■ 制度の内容

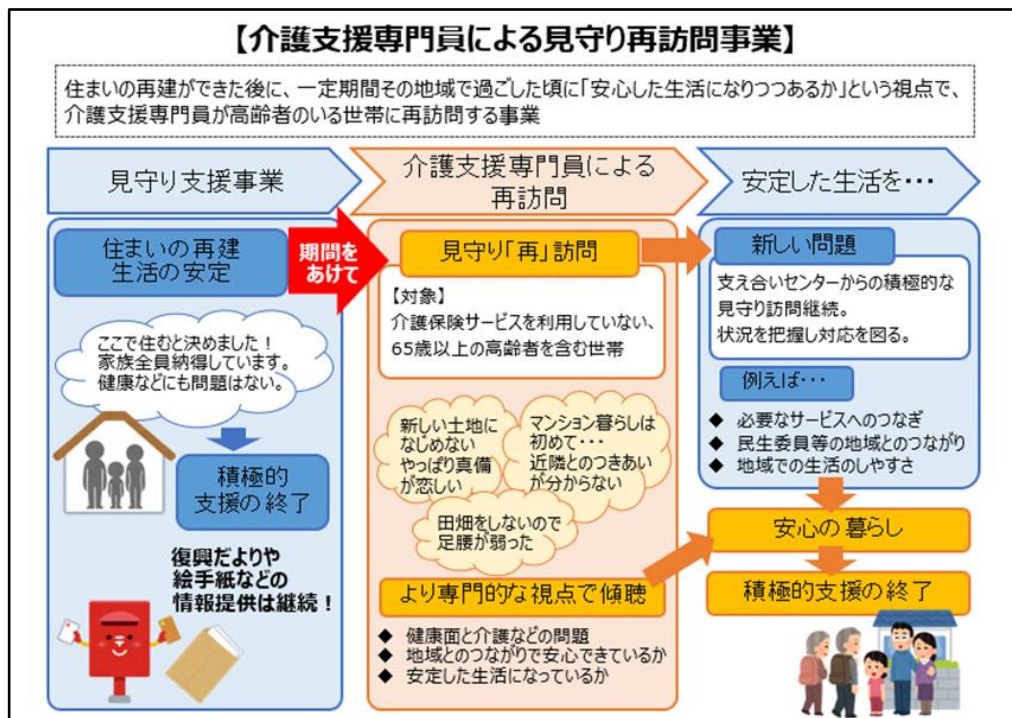
- ・住まいの再建ができた後、一定期間その地域で過ごした頃に「安心した生活になりつつあるか」という視点で、介護支援専門員が高齢者のいる世帯に再訪問する事業を実施（岡山県介護支援専門員協会に委託）。

■ 制度の実施状況・効果

- ・約 2,200 世帯に実施し、専門的な視点で、今後の見守り訪問の必要性について最終判断を行うことができた。また、被災世帯が「忘れられていない」という安心感にもつながった。

■ 財源

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（厚生労働省）



7. 坂町（広島県）

対象災害：平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）

制度名①：坂町住宅被災者再建支援助成金

■ 制度創設の背景

- ・被災者の住宅再建を後押しするため。

■ 制度の内容

＜対象＞

- ・豪雨災害発生時に坂町内に居住していた方で、かつ、次の項目のいずれかに該当する方が、坂町内へ転居する場合、助成金を給付。

(1) 罹災証明書の発行を受けた方で、応急仮設住宅等に入居し、供与期間内（供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退居した方

(2) 次のアまたはイのいずれかに該当し、応急的な住まいを退居した方

ア 罹災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた方

イ 罹災証明書で半壊の判定を受けた後、やむを得ない事由により、当該住宅を解体した方

金額：1 世帯当り 5 万円

提出書類・添付書類：

坂町住宅被災者再建支援助成金交付申請書、罹災証明書の写し、再建先の入居に関する契約書等の写し、振込先預貯金口座の写し、代理人により申請の場合は、委任状及び代理人本人を確認できる書面等、ただし、代理人が住民票記載の者である場合は、委任状を省略することができる。

■ 制度の実施状況・効果

- ・令和 5 年 2 月 13 日に被災者の住宅再建が全て完了した。
- ・助成件数は、275 件であり、被災者の生活再建資金の一部として役立ち、感謝の声を多くいただいた。

■ 財源

町一般財源

8. 大洲市（愛媛県）

対象災害：平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）

制度名①：仮住まい被災者定住支援補助金

■ 制度創設の背景

- ・災害公営住宅をはじめ「公営住宅」に入居する際は「被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請・受給していないこと」が要件になるため、応急仮設住宅など一時的な住居から定住先（災害公営住宅等）に転居する場合に、災害公営住宅に定住する場合は一律 10 万円、その他住宅に定住する場合は一律 15 万円を支給するもの。
- ・災害公営住宅は、当市では 3 団地 50 戸を整備した（R3 年 4～10 月入居＝42 世帯）。
- ・なお、大洲市復興計画の事業メニューの一つとして、当制度により、「人口流出対策」及び「定住対策」に取り組んでいる（R2～R4）。

■ 制度の内容

- ・被災世帯が、令和 2 年 4 月 1 日以後に、一時的な住居（仮設住宅等）から定住先（災害公営住宅等）に転居する場合に支給。

災害公営住宅に定住する場合：一律 10 万円

その他住宅に定住する場合：一律 15 万円

※ 上記の他、各種証明書交付手数料や介護保険料等の減免や免除の他、各種市民サービスなどに対して支援を行った。

■ 制度の実施状況・効果

- ・制度の周知については、広報誌や HP をはじめ、災害公営住宅説明会や市地域支え合いセンターの支援活動等で行った。
- ・最終（予定）補助件数は 49 件となり、初期の目的は達成できたと考えている。

■ 財源

市一般財源

大洲市移住・定住促進補助事業【令和 2 年度】

仮住まい被災者定住支援補助金のご案内

平成 30 年 7 月豪雨により被災した世帯が、令和 2 年 4 月 1 日以後に、一時的な住居（仮設住宅等）から定住先（災害公営住宅等）に転居する場合に支給します。

災害公営住宅に定住する場合	一律 10 万円
その他住宅に定住する場合	一律 15 万円

【補助対象者】（①～⑧のすべてを満たす方）

- ①平成 30 年 7 月豪雨により被災した。
- ②令和 2 年 4 月 1 日現在、一時的な住居に居住している、またはしていた。居住先：□仮設住宅 □みなし仮設住宅 □その他賃貸住宅等
- ③定住する住居への入居日から 1 年を経過していない。定住先：□災害公営住宅 □市営住宅 □賃貸住宅 □持家 □その他
- ④被災者生活再建支援金加算支援金の支給対象ではない。
- ⑤生活再建等の公的扶助を受けていない。
- ⑥補助対象となる世帯の世帯主が世帯主の業務がない、または分断納付をしている。
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
- ⑧暴力団員ではない。

【申請の流れ】

- ①補助金交付申請
 - 【申請書】定住する住居への居住日から1週間前までに次の書類を提出してください。
 - 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第 9 号）
 - 申請書添付書（別添 1～5）
 - 世帯主の住所変更届（世帯主が世帯主への変更を希望する場合）
 - 戸籍謄本の写し
 - 世帯主の住所変更届の住所が異なることとなる旨の届出書（納税滞り、滞納相済）※又は、計画的に分断していることが分かる証明書（別添 6）
- ②交付決定通知書交付
 - 【印】提出書類等を精査し、交付決定を行います。
 - 大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第 10 号）を申請書へ通知
- ③請求【申請書】決の書類を提出してください。
 - 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第 11 号）
- ④補助金の交付
 - 【印】請求により、補助金を支払います。

9. 厚真町（北海道）

対象災害：平成 30 年北海道胆振東部地震

制度名①：厚真町住宅復旧支援事業補助金

■ 制度創設の背景

- ・地震被害において、大規模な土砂災害の他、地盤変動による住宅基礎の傾斜等による被害が多数発生。傾斜の復旧については多額の費用を要することから、修繕による自力再建を促進するため支援制度を創設。

■ 制度の内容

<対象>

- ・住宅基礎の復旧工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事に関する費用の一部を助成

<補助額>

- ・対象工事に要した費用から 50 万円を控除した額の 2 分の 1 以内（上限 300 万円）

■ 制度の実施状況

- ・令和 4 年 12 月末時点で補助件数は 21 件。

■ 財源

ふるさと応援基金（ふるさと納税）、町一般財源

制度名②：厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金

■ 制度創設の背景

- ・震災からの住宅再建にあたり、町内での建設促進のための支援制度として創設。

■ 制度の内容

<対象>

- ・町内での住宅再建者（罹災証明書の判定が全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）。

<補助額>

定額：120 万円

■ 制度の実施状況

- ・令和 4 年 12 月末時点で補助件数は 93 件（住宅再建に併せ、定住に向けた公営住宅からの建て替え等についての申請もあった。）

■ 財源

ふるさと応援基金（ふるさと納税）、町一般財源

制度名③：厚真町住宅再建融資利子助成・リバースモーゲージ利子助成

■ 制度創設の背景

- ・震災からの住宅再建にあたり、町内での建設促進のための支援制度として創設。併せてリバースモーゲージ制度の活用を図る。

■ 制度の内容

＜対象＞

- ・町内で住宅を再建するために金融機関などから融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方
 - ① 応急仮設住宅（みなし仮設等を含む）の入居者であり、供与期間内に退去される方
 - ② 全壊、大規模半壊、半壊の罹災証明判定を受けた方

＜助成額＞

借入額×利率×80%（上限額 100 万円）

リバースモーゲージの場合は借入額×利率×80%×20 年（上限 100 万円）

※ 利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の借入時の利率と実際の借入計画の利率のいずれか低い利率とする。

■ 制度の実施状況

- ・令和 4 年 12 月末時点での補助件数は 34 件（内、リバースモーゲージは 0 件）
- ・住宅金融支援機構の災害復興住宅融資以外の融資制度を活用した場合でも申し込みを受け付けた。

■ 財源

ふるさと応援基金（ふるさと納税）、町一般財源

制度名④：住宅リフォーム補助金（胆振東部地震）

■ **制度創設の背景**

- ・半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を支援するために創設。

■ **制度の内容**

<対象>

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者

※仮設住宅などへの入居の有無は不問。

※管理者または占有者の承諾を得たものに限る。

<工事内容>

屋根、床、内外壁、基礎、梁、ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、吸排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室 等

※付属建築物（外構工事や物置、車庫等）、舗装等の外構や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外。

<補助額>

- ・半壊の場合

(対象工事費－住宅応急修理制度対象額－30万円) ×0.3

- ・一部損壊の場合

(対象工事費－30万円) ×0.3

上限額：50万円

■ **制度の実施状況**

- ・令和4年12月末時点で補助件数は620件。
- ・現在も申請は受け付け中、引き続き申請が続いている状況。

■ **財源**

ふるさと応援基金（ふるさと納税）、町一般財源

10. 長野市（長野県）

対象災害：令和元年東日本台風

制度名①：長野市地域公民館災害復旧支援金

■ 制度創設の背景

- ・地域公民館は地域コミュニティ活動の拠点であるが、既存制度では改修費等の一部補助（上限あり）のみであった。被災地区のコミュニティの再構築・育成のため、早期復旧を図る必要があることから、被災地区住民の費用負担を減らすことを検討の上、実施した。

■ 制度の内容

改修費用から他の補助・支援金等を控除した額 10 分の 10
※令和 2 年度のみ

■ 制度の実施状況・効果

- ・補助件数は 17 件となり、地域公民館の早期復旧が図られた。

■ 財源

長野県のコミュニティ復興支援交付金

制度名②：長野市復興支援金

■ 制度創設の背景

- ・長野市では「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」に基づき長野市版都市内分権を推進。住民自治協議会が行う災害からの復旧及び復興等に係る事業に対し、市として支援を検討し、また、仮設住宅で生活する住民が孤立しないよう支援を検討の上、実施した。

■ 制度の内容

<対象> 被災した 6 地区の住民自治協議会

<内容>

- ・安全・安心の再生や地域コミュニティ機能の維持・再生等の事業に対し、地区ごとに被災の程度により設定した限度額の範囲内で 10/10 補助。
- ・仮設住宅設置地区に、入居者との交流事業等に対する補助。
- ・期間は、令和 2 年度のみとしていたが、令和 4 年度まで延長。ただし、仮設住宅設置地区への補助は令和 3 年度まで。

■ 制度の実施状況・効果

- ・区費の徴収が困難であったり、地区外の仮設住宅等で生活をする被災者がいる中でも、住民自治協議会の活動が維持、実施された。
- ・災害の教訓から、地域防災力の強化が図られた。

■ 財源

令和 2 年度：長野県のコミュニティ復興支援交付金が 3 分の 2

令和 3～4 年度：市一般財源

制度名③：応急仮設給水栓の設置

■ **制度創設の背景**

・浸水被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■ **制度の内容**

<対象>

・敷地内の全ての水道が給水管の破損等により使用できない方

<内容>

・建物内の清掃・復旧に必要なことから、応急仮設給水栓 1 栓を、上下水道局が設置

■ **制度の実施状況・効果**

・堆積土砂の除去・建物・家財等の清掃を行う事が出来たことから、早期の生活再建が図れた（実施件数 7 件）。

■ **財源**

水道事業

制度名④：排水管の閉塞除去

■ **制度創設の背景**

・浸水被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■ **制度の内容**

<対象>

・宅地内の排水管が土砂堆積により閉塞した方

<内容>

・宅地内の検査孔から清掃柵（埋設区間）までの状況調査と、閉塞除去を上下水道局が実施。

■ **制度の実施状況・効果**

・土砂を撤去し閉塞を解消することで、早期の生活再建が図れた（実施件数 35 件）。

■ **財源**

下水道事業

制度名⑤：被災家屋等における上下水道料金の減免

■ **制度創設の背景**

- ・ 浸水被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■ **制度の内容・実施状況**

＜対象＞

- ・ 全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水）、一部損壊（床下浸水）の罹災証明書が発行された家屋等の上下水道契約者

＜内容＞

- ・ 床上浸水：2か月または4か月分の上下水道料金を免除
（実施調定件数 水道 4,692 件 下水道 4,939 件）
- ・ 床下浸水：令和元年 10 月使用分を含む請求額から 8 m³分に相当する上下水道料金を減額（実施調定件数 水道 287 件 下水道 555 件）

■ **制度の効果**

被災者の早期の生活再建

■ **財源**

—

制度名⑥：給水装置・排水設備工事検査手数料等の減免

■ **制度創設の背景**

- ・ 被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■ **制度の内容・実施状況**

＜対象＞

- ・ 自らが居住もしくは事業の用に供する建物の再建（市内に限る）者

＜内容＞

給水装置、排水設備工事の検査手数料等の減免
（実施件数 給水 251 件、排水 265 件）

■ **制度の効果**

被災者の早期の生活再建

■ **財源**

—

制度名⑦：避難者が居住する住宅の上下水道料金の減免

■ **制度創設の背景**

- ・ 浸水被害を受けた被災者が多く、支援を検討の上、実施した。

■ **制度の内容・実施状況**

＜対象＞

- ・ 全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水）の罹災証明書の交付を受けた、応急仮設住宅等に避難する世帯

＜内容＞

上下水道料金の全額または一部免除

＜期間＞

住宅の種別により 1 年から 3 年までの居住期間

（実施調定件数 水道 6,355 件 下水道 7,144 件、R4.11 未現在）

■ **制度の効果**

被災者の早期の生活再建

■ **財源**

—

制度名⑧：各種証明書交付等手数料減免

■ **制度創設の背景**

- ・ 被災者の生活再建に資するため、市民税関係、固定資産税関係、住民票・戸籍・印鑑証明関係などの証明書等の手数料減免を実施したものの。

■ **制度の内容**

～R2.3：被災地区に住所を有する個人又は法人

R2.4～：罹災証明書交付を受けた個人（相続人を含む）若しくはその

同一世帯に属する個人又は法人

※本制度は、令和 5 年度末まで継続予定

■ **制度の実施状況・効果**

- ・ 各年度の減免金額（R 元年度：20,799 千円、R2 年度：1,153 千円、R3 年度：539 千円、R4 年度：63 千円（R4.10 月現在））

■ **財源**

—

制度名⑨：託児業務（臨時託児所の開設）

■制度創設の背景

- ・台風により被害にあった自宅の片付けなどのため、保護者による保育が困難な子どもを無料で預かる「臨時託児所」の開設について検討の上、実施した。

■制度の内容

＜対象＞

託児を希望する保護者（おおむね満1歳から就学児前までの子ども）

＜内容＞

託児場所：公立保育園の一室

託児時間：平日・土・日・祝日 9時～16時

食事・おやつ：昼食は避難所用弁当（大人と同じ）、その他、避難所にあるくだものや飲み物を提供。

料金：無料

■制度の実施状況・効果

- ・子どもを安全な場所に預けることで、保護者の子育ての負担が軽減されるとともに、被害を受けた自宅の片付けなどの作業効率が上がった。
- ・子どもが託児所を利用することで、遊びなどにおいて子ども同士の関わりが増え、精神的にリラックスできたように思われる。

■財源

なし

臨時託児所開設

台風19号の被害にあわれたご自宅の片づけなどのため、保護者による保育が困難なお子さんを無料で預かる「臨時託児所」を市内2か所に開設します。

- 場 所 豊野ひがし保育園、中央保育園
- 対象者 ご自宅が台風19号の被害にあわれた
おおむね満1歳から就学前までのお子さん 等
- 日 時 10月21日(月)～10月31日(木)
毎日9時～16時 **期間延長します**
11月30日(土)まで
- 申込先 豊野ひがし保育園(豊野町大倉) 257-2484
中央保育園(保ノ井御幣川) 292-0342

持ち物

- お茶等の飲み物
- 着替え、おむつ、おしりふき等

※ 用意ができない方はご相談ください。
※ 昼食は用意しますが、アレルギー対応ができませんので、その場合はご持参ください。

詳細は豊野市ホームページをご覧ください。

利用料無料

長野市子ども未来部保育・幼稚園課

制度名⑩：復幸ハウス設置事業補助金

■ 制度創設の背景

- ・市営住宅が整備されていない被災地区(長沼地区)において、同地区を離れられない低所得者の住まいを早期に確保させる必要があったため、トレーラーハウス(容易に移動設置できる住宅)等を早期に設置。

※当該制度ではトレーラーハウス等を「復幸ハウス」と呼称

■ 制度の内容

<対象>

長沼地区で居住家屋が被災し、現に住宅に困窮している低所得者

長沼地区に復幸ハウスを設置し居住する者

<補助額>

建築物本体の購入費以外の費用(上限：300万円)

(輸送費、設置に係る材料・施工費、手続き費用など)

■ 制度の実施状況・効果


- ・最終、補助件数は2件。
- ・被災地区(長沼地区)に戻り生活したいと思っていたが、退去期限が迫っても、なかなか居住先を決めることができなかった方が、期限内に退去し、次の住まいを確保できた。

■ 財源

市一般財源

復幸ハウスの設置に係る補助金のご案内

令和元年東日本台風により長沼地区で被災し、自力で住まいの再建が困難な方の住居を確保するため、復幸ハウスの設置に要する費用の一部を補助する制度です。

対象事業期間：完了日が令和4年3月31日(木)までのもの 

○復幸ハウスとは

次の範囲に該当する戸建て住宅

- ・トレーラーハウス等の設置場所以外の場所(基礎、外部配管の施工などの設置場所を除く。)された建築物で容易に設置および撤去できるもの
- ・建築基準法に規定する確認済証および検査済証の交付を受けたもの

○申請者の要件

次のすべてに該当する者

- ・令和元年東日本台風により、居住する家屋が全壊、大規模半壊もしくは半壊の被害を受け、現に住宅に困窮している者
- ・被災時長沼地区に居住しており、当該地区に復幸ハウスを設置し居住する者
- ・前年の所得について、本人および同居する親族の合計額が200万円以下である者(申請日が1/1～3/31の場合は前々年)
- ・市税の滞納をしていない者
- ・暴力団員または暴力団関係者でない者

○補助金額

トレーラーハウス等の建築物本体(エアコンなどの設備含む)の購入に係る費用以外の費用であって、輸送費、設置場所への設置に要する材料費および施工費、手続費用などの相当額(上限300万円)

※補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供した場合は、補助金の返還を求められます。

○提出書類など

裏面に申請の流れと提出書類について記載してありますので、ご確認ください

制度名⑪：長野市令和元年台風第 19 号による災害に係る災害見舞金

■ **制度創設の背景**

- ・既存の長野市被災者生活再建支援制度では、半壊以上の被災者のみ対象。
- ・ただし、令和元年東日本台風では、一部損壊（半壊未満）で床上浸水の被害を受けた被災者が多く、見舞金の支給を検討の上、実施した。

■ **制度の内容**

＜対象＞

罹災証明書で一部損壊（床上浸水）の世帯

＜支給額＞

一世帯あたり 50,000 円

■ **制度の実施状況・効果**

- ・最終の支給件数は、364 件となり、早期再建を支援する効果があった。

■ **財源**

市一般財源

制度名⑫：長野市被災者生活再建支援制度

■ **制度創設の背景**

- ・既存の被災者生活再建支援制度（当時）では、大規模半壊以上の被災者のみ対象のため、半壊の被災者への支援を検討の上、実施した。

■ **制度の内容**

＜対象＞

罹災証明書で半壊の世帯

＜支給額＞

一世帯あたり 500,000 円（単身世帯は 3/4 の額）

■ **制度の実施状況・効果**

- ・最終の支給件数は、1,295 件で、早期再建を支援する効果があった。

■ **財源**

市一般財源 1/2、県の補助 1/2

制度名⑬：雨水貯留施設災害復旧助成制度

■ 制度創設の背景

- ・台風災害により、これまで市の助成事業で設置した雨水貯留施設が破損・滅失し、使用できない状態になってしまった。
- ・既存の助成制度は、設置から7年（※）経過しなければ、新規申請ができない決まりがあり、設置してまもなく被災してしまった方は対象外（建物1棟に対し2基目としての申請は可）であったが、このような被災者に対し、市の治水事業に再度ご協力いただけるよう検討し、新たな制度を設けることとなった。

※一般的な雨水タンクの耐用年数を考慮し、助成制度開始当時に決定したものの。

■ 制度の内容

＜対象＞

- ・罹災証明書により、設置されていた建物が被災したことが確認でき、既設の雨水貯留施設が破損・滅失し使用できなくなった方。

＜補助額＞

雨水貯留施設購入費用の4分の3

限度額：容量100L以上500L未満 37,000円

容量500L以上 75,000円

■ 制度の実施状況・効果

- ・これまでの補助件数は、10件。
- ・令和元年東日本台風のみならず、以降の災害で被災し、既設の施設を使用できなくなった方を対象に事業を継続。

■ 財源

市町村の一般財源 ※一部、社会資本整備総合交付金（国土交通省）

助成金の内容（雨水タンクを設置して7年以上経過した方）			
・購入費用の4分の3（内訳：雨水タンク助成金4分の2、災害復旧助成金4分の1）			
1基あたりの容量	助成限度額		合計
	雨水タンク助成金	災害復旧助成金	
100リットル以上 500リットル未満	25,000円	12,000円	37,000円
500リットル以上	50,000円	25,000円	75,000円
申請者負担 1/4	助成額 3/4		
災害復旧助成金 1/4	雨水タンク助成金 2/4		
※雨水タンク助成金と併用する2/4の3に1			
※例 購入費用 20,000円の場合 雨水タンク助成金 10,000円 災害復旧助成金 5,000円			
助成金の内容（雨水タンクを設置して7年未満の方）			
・購入費用の4分の3（内訳：災害復旧助成金4分の3）			
1基あたりの容量	助成限度額		合計
	雨水タンク助成金	災害復旧助成金	
100リットル以上 500リットル未満	利用不可	37,000円	37,000円
500リットル以上		75,000円	75,000円
申請者負担 1/4	助成額 3/4		
災害復旧助成金 3/4			
※例 購入費用 20,000円の場合 災害復旧助成金 15,000円			

制度名⑭：長野市災害対策資金等利子補給金（長野市中小企業振興資金融資制度）

■ 制度創設の背景

- ・長野市中小企業振興資金融資制度において、災害関連資金は利子補給を実施していなかった。直接被災事業者の事業再建・継続のための資金繰りを支援するため利子補給の実施を検討の上、実施した。

■ 制度の内容

＜対象＞

- ・長野市中小企業振興資金融資制度の災害関連資金（※）に関し、令和元年 10 月 12 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸付を受けた中小企業者等（罹災証明書の交付を受けた者）

＜補助額＞

初回の償還から 24 回分（2 年間分）の利子を補給

（※）対象となる災害関連資金

長野市中小企業振興資金融資制度のうち

①災害対策資金

融資限度額 3,000 万円（設備・運転それぞれ） 利率 0.80%

②経営安定特別資金（災害関連対策）

融資限度額 5,000 万円（他の経営安定特別資金との合計） 利率 1.50%

■ 制度の実施状況・効果

- ・申請件数は 27 件であり、事業再建・継続の支援に一定の効果があった。

■ 財源

市一般財源

制度名⑮：長野市被災中小企業者支援事業補助金

■ 制度創設の背景

・国の持続化補助金の対象外となっている中小企業者（小規模事業者を除く）を対象。ハードの復旧に対してはグループ補助金が充実していたが、事業再建・再構築に向けてソフト面の支援が必要となっていた。

■ 制度の内容

・直接被害を受けた中小企業（小規模事業者を除く）を対象に、事業再建・再構築に要する費用（機械装置費、広報費、開発費、資材購入費、役務費、賃料、設備処分費、外注費等）の一部を補助

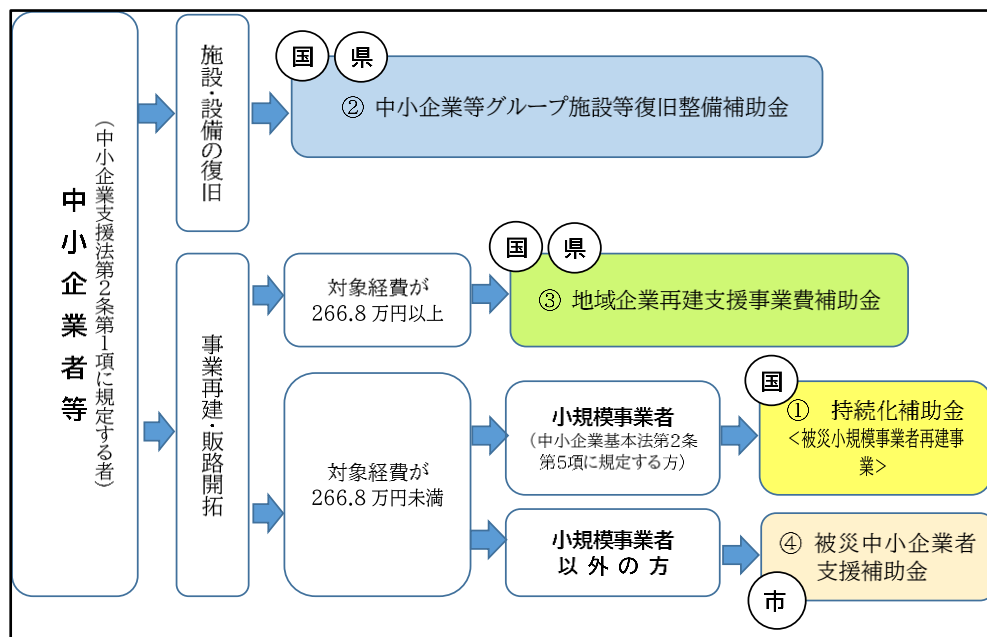
・補助率 3/4、補助上限額 200 万円

■ 制度の実施状況・効果

・申請件数は 31 件であり、事業者の事業再建・再構築に一定の効果があった。

■ 財源

市一般財源



11. 大町町（佐賀県）

対象災害：令和3年8月の大雨

制度名①：大雨被災者住宅再建補助金

■ 制度創設の背景

- ・新築の建設・購入等をする方に補助を行い、町に住み続けてもらえるよう創設。

■ 制度の内容

<対象>

新築建設・購入者又は中古住宅の購入者

<補助額>

新築（建設・購入）：100万円

中古住宅購入：50万円

※被災者生活再建支援制度の加算支援金の申請期限と合わせた期限としている。

■ 制度の実施状況・効果

- ・現在申請件数は1件。

■ 財源

町一般財源

制度名②：被災者暮らし再建補助金

■ 制度創設の背景

- ・被災住宅の修理にあたり、衛生面に問題（カビ）があるため、応急修理制度に加えて追加改修をする場合の経費を支援。

■ 制度の内容

<対象・内容>

準半壊以上：上限50万円

一部損壊（床上）：上限10万円

※共に工事費の3/4以内

■ 制度の実施状況・効果

- ・浸水被害を受けた床及び壁の改修費用を町が支援することで、衛生面の確保及び被災者の負担軽減につながった。

■ 財源

町一般財源

制度名③：事業再興頑張ろう応援金

■ **制度創設の背景**

- ・ 町内の事業者へ応援金を支給することで、事業継続につなげる。

■ **制度の内容**

<対象>

被災証明書及び罹災証明書発行世帯

<内容>

商業者 50,000 円

農業者 30,000 円（他設備機械等で 20,000 円加算）

■ **制度の実施状況・効果**

- ・ 商業者と農業者合わせて 73 件の申請があり、事業継続につながった。

■ **財源**

町一般財源